

一般社団法人全日本かるた協会専門委員会規程

(目 的)

第1条 この規程は、一般社団法人全日本かるた協会（以下「本協会」という。）の専門委員会に関する規程を定めるものである。

(設 置)

第2条 本協会の業務運営及び事業展開に必要な事項の調査研究及び企画立案を行う必要があると認めたときは、理事会の決議を経て、専門委員会を設置することができる。

2 前項の専門委員会は、会長の諮問機関とし、検討結果の答申又は意見の具申を行う。

3 専門委員会を設置する場合、次の事項を明確にしなくてはならない。

- (1) 専門委員会の名称
- (2) 諮問する事項の概要
- (3) 専門委員会の任務及び員数
- (4) 専門委員会の設置期間

(構 成)

第3条 専門委員会は、委員長、副委員長及び委員で構成し、理事会の決議を経て、会長が委嘱する。

(任 務)

第4条 委員長は、当該専門委員会の設置目的に基づき、委員を指揮し、設置期間内に調査研究等の結論をまとめる。

2 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故ある場合はその職務を代行する。

3 委員は、委員長の指揮を受けて、調査研究等を行う。

(規程の改廃)

第5条 この規程は、理事会での決議を経て、改廃することができる。

(補 則)

第6条 この規程に定めるもののほか、本協会の専門委員会に関する必要な事項は、理事会の同意を得て、会長が別に定める。

附 則

この規程は、平成28年4月1日から施行する。